

平成30年第1回定例会文教福祉委員会会議録

平成30年3月14日
10時00分～12時40分
第1委員会室

出席者氏名

山崎 孝一	委員長	岡部 賢士	副委員長
金剛寺 博	委員	福島 正明	委員
坂本 隆司	委員	椎塚 俊裕	委員
山宮留美子	委員	寺田 寿夫	委員

執行部説明者

教育 長	平塚 和宏	健康福祉部長	足立 裕
教育部長	松尾 健治	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	下沼 恵
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	中嶋 正幸
教育総務課長	飯田 光也	生涯学習課長	大野 雅之
スポーツ・国体推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	辻井 浩一
学校給食センター次長兼課長補佐	原田 修典 (書記)		

事務局

主 査 仲村 真一 係 長 矢野 美穂

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例について
- 議案第2号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について
- 議案第3号 龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第6号)の所管事項
- 議案第22号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第25号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第26号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算
(第4号)
- 議案第27号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3
号)

山崎委員長

それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日も審議いただきます案件は、今期定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号の所管事項、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第27号の14案件でございます。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

はじめに、議案第1号 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例について及び議案第3号 龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第4号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第5号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての4案件について、国における各種介護サービスの基準の見直しに伴い、所要の改正が行われるものでございます。

関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず議案書の1ページです。

まず、議案第1号 龍ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例についてです。

この条例案につきましては、新たに定めようとするものではありませんが、背景には、介護保険の指定居宅介護支援事業所の指定及び監督権限が、平成30年度から都道府県から市町村に移管されるということがあります。14事業所があります。それに伴って市町村において指定監督に関する基準となる条例を県にかわり定めようとするものです。そのようなことで、制度自体を新たにつくるというものではありません。当市だけではなく全国のおおの市町村で同様の条例を今定めているのではないかと思います。

内容につきましては、総則、人員に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援に関する基準からなり、基本的に国の基準に準拠した上で平成30年度からの介護保険法及び関連省令の一部改正等を反映したものとして作成しております。そのようなこともありまして、17ページまである33条全文についてではなく、この条例の主な要旨についてご説明いたします。

まず、1ページなんですけど、総則の第1条になります。

居宅介護支援事業所とは、要介護1から5の認定を受けた方が最適な介護サービスを受けることができるようサポートしてくれる専門家、ケアマネジャーが所属する場所を指します。自宅で介護サービスを利用するために必要なケアプランをケアマネジャーが作成、そして管理をします。龍ヶ崎では先ほど申し上げた箇所数です。

2ページお願いします。

一番下段のほう、第2章人員に関する基準ですが、これは第5条と次のページの6条で

定めております。事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置く必要があり、利用者35人またはその端数を増すごとにさらに1人いることを基準としています。また、第6条では事業所ごとに主任介護支援専門員である専らその職務に従事する者を、管理者として置かなければならないことと定めています。そして第7条居宅介護支援の運営に関する基準を基本取り扱い方針ほか多岐にわたり詳細に定めております。平成30年4月以降はこれらの規定に合致している事業所なのか、また適切に運営されているかなど、県にかわり市が当該事業所の指定管理を行おうとするものです。

以上が議案第1号の要旨でございます。

次に、一つ飛ばしまして議案第3号です。龍ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この条例の一部改正案につきましては、現在の当条例が準拠している国の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、平成30年4月1日から一部改正されることに伴い、これにあわせて一部市の条例も改正するものです。

改正の主な内容としましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者及び医師、歯科医師等の連携強化、サービス利用者への情報提供でございます。

具体的な改正部分につきましては、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、1ページの第3条第4項です。1ページの上から左側の段です。第3条第4項の下線部分です。

他の指定介護予防支援事業者、介護保健施設等との連携について、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を追加しようとするものです。

次に、下段の第7条の2の下線部分です。これは、介護予防サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであることに加え、利用者が複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを明記しました。その下の第7条の3です。利用者が病院等に入院する際に介護予防支援事業者の担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めることを追加いたしました。

続きまして、3ページをお開きください。

一番上の前ページから続きましての第33条の(9)一番上です。その下線部分です。

介護予防サービス計画作成のためのサービス担当者会議には、利用者及びその家族の参加を基本とすることを明記しました。

次に、同じく(15)の下線部分です。介護予防支援事業者の担当職員が介護予防サービス事業者等から利用者の服薬状況、口腔機能、心身生活状況に係る情報の提供を受けたとき、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に提供することを追加いたしました。

次に、同じく(23)の下線部分です。

介護予防支援事業者の担当職員は、利用者が介護予防訪問看護・介護予防通所リハビリテーション利用を希望し、介護予防サービス計画を作成した際には、この計画を主治医に交付しなければならないことを明記しました。

以上が議案第3号の要旨でございます。

次に、議案第4号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この条例の一部改正案は、現在の当条例が準拠している国の基準、指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準、これが平成30年4月1日から一部改正することに伴い、市の条例もこれにあわせて一部改正しようとするものです。

新旧対照表では4ページをお開きください。

この際、多少の名称及び表現の訂正は行ったのですが、改正の主な内容といたしましては、まず、第6条の1号の規定する定期巡回随時対応型訪問看護サービス、看護の訪問介護員等、また第47条第1項で規定する夜間対応型訪問介護の訪問介護員等いずれについても、厚生労働大臣が介護職員初任者研修課程の修了がその要件として規定されたことが具体的な変更内容であります。その趣旨は、より多くの方が介護の仕事につくことができるよう資格要件を緩和したものでございます。

次に、第7条第2項及び第48条ですが、これにつきましてもそれぞれのサービスにおけるオペレーター、電話を受けて最初に受け付ける電話オペレーターです。そのサービス提供責任者としての経験年数を原則として3年以上から1年以上に緩和するものです。これも先ほど同様、介護人材確保のための要件緩和の一環でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第40条です。下の部分のほうです。第40条、これは下段から6行目、40条の6行目なんです。下線部分の9のほうでは3月に1回というものを6月に1回と改めております。これは、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和、介護医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて年4回から年2回とするものです。

次のページをお願いいたします。次のページから続きまして40条の4になります。

これは地域へのサービス提供の推進ということで、一部の事業所において利用者の全てが同一の敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明記したものです。

続きまして、9ページをお開きください。

真ん中ほどにあります第66条の下線部分です。この下線部分の意味につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設との共用型である指定認知症対応型通所介護の利用定員を拡大し、その利用促進を図る趣旨のものでございます。

13ページをお願いいたします。

上のほうです。第118条第7項のちょっと真ん中ぐらいになります。 (2)、(3)に身体的拘束等の適正化に関することを追加しました。以降身体的拘束については159条ですとか184条にも同様の内容を追加しているのですが、これはそれぞれの介護保険サービス事業所において、利用者に対する身体的拘束の適正化を強化する観点から新たに設けた規定でございます。市が介護サービス事業所に対して行う事業所指導の際に、身体的拘束に関する記録確認や利用者の状況の現地確認を行うことにより、身体的拘束の有無の内容、必要性を把握するほか、市に通報や相談があった際の随時対応等も含め、さまざまなチャンネルを通じてその適正化や指導を行おうとするものです。

以上が議案第4号の要旨でございます。

続きまして、議案第5号です。議案書では30ページになります。

議案第5号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この条例の一部改正案につきましても、当市の条例が準拠する国の基準である、今申し上げました同例の基準です。これにあわせて30年4月1日から一部改正することに伴い、市もそれにあわせて一部改正をしようとするものです。

それでは、内容です。

新旧対照表の24ページをお開きください。新旧対照表の24ページの第6条、ちょっと下のほうになります。

第6条の下線部分に、介護医療院を追加いたしました。介護医療院を追加いたしました趣旨でございますが、この4月から新しい介護保健施設として介護医療院が創設されたために、条例上で老人福祉法、その他の法令で規定された各種施設の規定を引用している部分に新たに介護医療院を追加したものです。

なお、介護医療院につきましては、ほかに第45条の第6項や46条第3項でも条文中に追加されておりますが、これらは介護保険サービス事業所での所定の従業員の資格要件の中に、新たに介護医療院での一定の業務経験もその一つとして加えたものでございます。

次に、27ページをお開きください。

第79条の第3項、たくさん下線が引いておりますが、先ほどの条例の一部改正と同様、身体的拘束の適正化に関する内容もここでも追加しました。こちらそれぞれ介護保険サービスの事業所において、利用者に対する身体的拘束の適正化を強化する観点から新たに設けた規定でございます。

以上が議案第5号の要旨でございます。

以上、一括のご審議をよろしくお願いいたします。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、大変ちょっと量が膨大でなかなか理解しがたいところがあるんですけども、一括審議ということなのでそれぞれちょっとまとめて、これは主には昨年の介護保険法とその他の関連法の改正に伴うところが主な内容となっているんですけども、私はその昨年の法改正そのものにもいろいろ問題点があるのもあるなと思うし、いい点と思う点もあるんですけども、特にその問題点と思う点だけ中心にちょっと質問をしたいと思うんです。

最初は、この施設運営の緩和に関する要件の内容の規制緩和みたいなところで、部長のほうから説明もありましたけれども、1点目はオペレーターに関する規制緩和のところ、主にこれは第4号議案の中に3点にわたって要件の緩和があるわけですけども、まずは、対照表の4ページの第4号第7条、ここにはオペレーターにかかわる介護訪問サービス提供責任者の要件緩和について書いてあって、あとは同じ対照表の7ページの第48条では、ここではオペレーターに関する基準の規制緩和が書いてあって、あと6ページの第33条のところに、これは今までは兼務は夜間だけだったんですけども、今回の条例改正では日中も含めて緩和ということになったんで、いわゆる24時間兼務ができるという条例改正になっているんですね。

そこで、まずオペレーターについてお聞きしたいんですけども、これは、まずは経験年数が3年から1年と緩和されたわけですけども、これはオペレーターとこの第7条の訪問介護提供責任者、両方とも1年でいいということになったんですね。さらに、ちょっと注釈はついているんですけども、先にそこをお聞きします。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

今回条例の新規が1本と一部改正というようなことで4本出ています。すみません、ちょっとごちゃごちゃにならないように説明したいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、今、金剛寺議員からご質問があった件だと思うんですが、議案第4号というようなことでよろしいでしょうか。

それで、内容につきましては、第7条のオペレーターの訪問介護サービス提供者の基準の規制緩和の部分、そして、48条のオペレーターにかかわる基準の規制緩和で、オペレーター責任者とも1年以上の経験でよいのかというような趣旨でよろしいでしょうか。

まず、順番にご説明をさせていただきたいと思います。

7条につきましては、定期巡回・随時対応型の訪問介護看護、そして第48条は夜間対応型の訪問介護、それぞれのオペレーターに関する業務経験の4件に関する規定でございます。ここでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問看護のそれぞれのオペレーターの要件に関しまして、本来であれば看護師や介護福祉士などを当てることを原則としつつ、一定の条件を満たせばサービス提供責任者の経験者を当ててよいとしているところでございます。その際でございますが、サービス提供責任者としての経験年数を3年以上としていたものを今般1年以上に緩和するものであり、混同しやすいところがございますが、サービス提供責任者になるための経験年数につきましては、今回は触れておりません。そして、昨今の介護従事者の確保の厳しさなどを踏まえた規制の一環であります。

ただし、一律に緩和できるものではなくて、条文にもありますが利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間を通じて看護師や介護福祉士などの連携を確保しているときという条件が付されております。この部分につきましては、まだ事務所が市内にないものの、今後開設されましたときには、市としても要件緩和による影響を注視し、必要に応じて事業所を指導などをしていくこととなります。

続きまして、日中8時から18時、そして夜間の時間帯になります18時から8時の区分に全て適用されるのかというようなご質問かと思っております。

これは、議案第4号中の7条と48条に該当する部分でございます。条例案の場合第7条5項で規定している部分ですが、こちらは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とその同一市内にある施設等の職員の兼務要件の緩和の部分でございます。具体的には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に所定の施設がある場合、その施設の職員をもって定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターに当てることができるとされ、これまではその兼務について午後6時から午前8時までと時間を夜間のみ制限していましたが、今回の改正でその時間制限を撤廃し、日中、夜間を通じまして適用されることとなったところでございます。これにつきましても、介護事業従事者の業務の柔軟性を高めることが目的であります。条文にもありますとおり施設等の入所者の処遇に支障がない場合という条件があり、この部分につきましては市としてもしっかりと確認をしていくべきものと考えております。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

一応法改正のところはそうなっているんですけども、ちょっと問題とは思うんですけども、それで、もう1点ここで聞きたいんですけども、33条のこの3項のところの今度24時間兼務がいいということになったんですけども、ここに今課長のほうでは同一敷地というふうに言われたと思うんですけども、この条文のところを見ると、これは改正部分ではないんですけども、この市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において複数の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき書いてあるんですけども、これすんなり読むと何か同一敷地内というふうにも思えないところもあるんですけども、この辺の解釈というのはどうなんですか。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問につきましては、33条の関係というようなことでよろしいですか、はい、すみません。

議員のほうでは通報がつながりにくいことや他の施設の対応に追われることがご心配というようなことかと思うんですが、こちらの33条の第3項の条文につきましては、解釈なんですけど定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市長が適切と認める地域内に複数ある場合、市の境界を越えることも可能なんですけど、随時対応サービスに関しまして、複数の事業者が契約を結んだ上で、連携して他の事業所の利用者やその家族からであってもその通報を受けて対応するという体制をしくことができるものとするものでございます。これによりまして、随時サービスについて、ある事業者が、例えばなんですけど気象状況や交通状況、その他の何らかの理由によりまして一時的に自分の事業所の利用者や家族からの通報が受けにくくなった状態となっても、連携する他の事業者がかわりに対応ができるため、通報がつながりにくかったり他の施設の対応に追われるなどの理由で随時対応サービスが利用できなく、リスクがむしろ軽減されるものと考えております。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

次へ行きます。その同じページの第40条の介護医療連携推進会議というのが、今までは年間4回だったのを年間2回にするという緩和なんですけれども、これはちょっと回答はいいです。

あと、次に、9ページの第66条の改定で、これは若干先ほど部長のほうからの説明ありましたが、この認知症対応型のところの今までは入居者プラス利用者数が1施設3人以下だったのが、今回は1ユニット12人以下というような規制緩和がされて、多く受け入れられるということになったわけなんですけれども、この辺のこの1施設とか1ユニットとかというその規定になっているんで、この辺はちょっともう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

まず、66条の解釈の改正点の部分かと思えます。まず、このユニット型といいますのは少々わかりづらいんですが、一つの例をお示しいたしますと、特別養護老人ホームなどで共同生活室とこれに近接する少数の教室、療養室、病室によって構成される場所ごとに日常生活を営む形式のものというような定義がございます。古い老人ホームでは、どうしても一つの階で皆さんで共同でご飯を食べたりレクリエーションをしたり、時間を過ごすというのが大半だったと思うんですが、ユニット式というようなことで一つの階を二つに区切ったりして部分共用で暮らすというようなことがユニット型というような定義となります。

それで、ご質問のお話なんですけど、ちょっと言葉が難しいんで何ともあれなんですけど、これまでは地域密着型介護老人福祉施設と共用で、認知デイと呼ばれる部分なんですけど、正式には認知症の対応型通所介護を認知デイと呼ぶんですが、その二つを実施する場合に、地域密着型特養がユニット型か否かにかかわらず、先に申し上げました地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる認知デイとして言われる部分も利用定員を施設ごとに3人としてき

ました経緯がございます。しかしながら、今回の改正によりまして、地域密着型特養ユニット型とそれ以外とに分けて、ユニット型との共用について新たに認知デイとしての利用定員を設けたところであります。

そして、その結果その利用定員につきましては、ユニット型地域密着型特養のユニットごとの入所者数と、認知デイの利用者数との合計が12人となるまで認知デイの利用者を受け入れられることとなったものでございます。

このため、結果といたしましては認知デイの利用定員の拡大措置につながったところでございます。

少々制度と文言がちょっと漢字が多くてちょっとごちゃごちゃしちゃうんですが、そういった趣旨のものでございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

総数がどのくらいになるかというのは、これは想定できないわけですが、またかなり緩和されたんじゃないかなというふうに思って問題かなと思うところです。

次に、今回の昨年の法改正で、新たにいろいろ設けられた点でお聞きしたいんですけども、一つは、今度介護保険と障がい福祉両方の制度にこの共生型サービスというのを位置づけるというような方向が出たわけですが、これに関連して対照表の1ページの議案第3号のところの第3条の4項のところ、新たに障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という文言が新たにつけ加えられたところでございますけれども、これは今まで障がい福祉を受けられた方が65歳になると介護保険になってしまうという問題もあったんですけども、この辺のここに入れられた今回の議案3号は、そういう新たな共生型サービスというか、そういうのを少しは汲みした内容となっているものなのでしょうか。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問につきましては、議案第3号の中の第3条4項の部分でよろしいでしょうか。

まず、介護保険と障がいのほうのサービスが使えるというようなことで共生型サービスというんですが、まず、例えばなんですが、介護保険の利用者というのは1号と2号がありまして、1号の方というのが65歳以上の方でございます。こちらの方につきましては、理由いかんによらず体の程度が落ちたときに介護サービスが使えるような状況ということとなります。そして、2号の部分、こちらの方に関しましては特定疾患というようなことで十幾つございますが、そちらに該当したときに介護サービスを利用できるということとなります。

このサービスなんですが、まず障がいでサービスを受けたときに65歳になりましたとなったときに、障がいのサービスと介護保険のサービスがあったときには介護保険が優先されるというような原則がございます。65歳になったときに、介護保険のほうに移るわけなんですが、それまで利用していたサービスが介護保険にないサービスがございます。いわゆる障がい福祉サービスに特化した固有のものというものがございます。例で申し上げますと、高度援護、自立訓練、いわゆる生活訓練と言われている部分です。それと就労移行支援、就労継続支援等が障がいの総合支援法の中で受けることができるサービスとなります。

す。こういった切りかえがスムーズにいくようにというようなことで、共生型サービスが誕生した経緯がございます。

それと、あともう一つ、例えばの例なんです、ある世帯に障がいの方がいて、介護保険のサービスに移りました。そして介護保険サービスを受けている方がいると。そういったときに、同じサービスを受けるときに、別々の施設ではなくて同一の施設を使えるように配慮したものでございます。こちらのサービスにつきましては、ホームヘルプサービスとかデイサービスとかショートステイというような、いわゆる昔でいうと在宅3本柱と言われた部分なんです、これが高齢者、障がい児・者ともに利用できる共生型サービスというようなことで創設が盛り込まれたところでございます。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

この点はいいい点もあるし、しかしその国が言うこの共生型サービスというのは、これをもっと進めて全然法体系の違う介護と障がい者福祉を一緒にしていくようなところで問題があるかなというふうに思っているんですけども、これはいいです。

あと、新しくつけ加えられたやつで、議案書の10ページの、これは前のずっと長くなっていますので、この20項のところでは、

ここでは、新たにこの当該サービス計画に当該訪問介護が必要な理由を記載するとともに、この届け出というのは、これは一定以上の、一定以上というのはまだ国が決めていないとあって4月に示して、この施行は今年の10月からになるわけですけども、市町村に届けなければならないというのは新しくできた法改正だと思っんです。それで、これは議論の過程を見ると、もともと多く使っている訪問介護については規制をしようみたいなところから出発して、この議案そのものではこれでイコールだめということではないけれども、しかしこういう届け出制度になればケアマネジャーの段階でもう勘案してしまうというか、抑制してしまうというか、そういう作業も起きるんじゃないかというふうにこれは危惧しているところですけども、これはちょっと一言何か解説を。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問なんです、議案の第1号というようなことでよろしいでしょうか。

具体条文につきましては、16条の20項というようなことですね。はい、わかりました。

こちらの規定につきましては、介護支援専門員が策定する居宅サービス計画におきまして位置づけられました訪問介護サービスの回数が、国で定める一定の回数を超えるとき、その居宅サービス計画を保険者である市に届け出ることを介護支援専門員に義務づける新規の規定となります。

議員がご心配していただいておりますこの規定の趣旨といたしましては、訪問介護サービスが多数位置づけられたとき、その必要性などを保険者である市にて確認を行いまして、給付の適正化につなげるものでございます。この規定の運用につきましては、単に回数が多いというだけではなくて、機械的にサービスを削るわけではございません。回数が多いときもそれが客観的に見て必要で適正なサービスと判断すれば、回数にかかわらずサービスは利用できるものと考えてございます。

なお、国が定める回数につきましては、この4月に示されまして、6カ月間の猶予期間

を得てことしの10月から施行される予定となります。ただいま回数につきましては制限されるものではなくて、国のほうで全国の様子を調べております。この平均の回数につきましても、単に利用の回数の平均値をとるのではなくて、標準偏差というようなことで極端に多かたり少なかりする偏りを是正して示されるというようなことで、今のところ情報を得ております。簡単に言いますと、偏差値を求めるような形で、この回数が多いのか少ないのかというのを示す基準にするというようなことでございます。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

これは届けられたときの市の運用の問題もあると思いますので、ぜひそれは適切な運用をお願いしたいところですが、その法の趣旨はちょっと問題があるかなというふう

に考えているところです。

ちょっと急いで次行きます。

あとは、この公正中立なケアマネジメントの確立という点では、今回第3号の第7条の2項に出たところで、これは私もいいと思います。

その他、あと認知症対応型では身体拘束の適正化という規定が多く盛り込まれて、これはいいかと思うところですが、あと最後に、昨年の法改正で新しくできる施設についてお尋ねをしたんですけれども、今回の条例でも方々に出てきます介護医療院という名前が初めて昨年の法改正でつくるということになったんですけれども、これは介護療養型医療施設については、今までもいろんな経緯があって、1点目はまず廃止するとか言ったけれども廃止できなかった、そういうのも含めてこの施設をめぐる法改正の経緯について、若干お聞きをしたいんですけれども。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

介護医療院というようなことで、議案の第4号の関係でよろしいですか。

金剛寺委員

そうですね、これは方々に出てくるんですが。

中嶋高齢福祉課長

はい。

こちらの介護医療院なんですが、今議員もおっしゃっていましたが、今回の法改正によりまして4月から介護医療院という新しい形ができることとなります。現状で申し上げますと、具体的に4月1日からというお話なんですが、龍ヶ崎市の中で介護医療院に転換するというような意見は、今のところ私の耳まではまだ届いていなくて、一番この介護医療院に近い形というのが、療養型病床群で牛尾病院の療養型が想定されるところでございます。この介護医療院のもともとは、24年3月31日を期限として介護老人保健制度が介護老人保健施設等に転換される予定でしたが、経過措置を設けられて療養型は30年の3月31日まで期間が延長されてさらに6年間、平成36年までではないんですが、わかりやすく説明いたしますと36年の3月31日まで延長される経緯となりました。

この介護医療院につきましては、療養型から転換するというようなことで、I型とII型

というような二つの類型に分類されます。介護医療院というのは、言葉のとおり療養型病床群より重い方を見るような想定であります。介護医療院は医療と介護、そして生活の場を提供する施設というようなこととなります。療養型病床群もそうなのですが、急性期の医療を終えた方を預かっているのですが、在宅のほうには戻せないというようなことでみているわけですが、介護医療院のほうはさらにその在家的な意味合いも込めてそちらのほうに移っていくようなイメージであります。Ⅰ型とⅡ型というのがあると言ったんですが、Ⅱ型のほうが規模が小さくて比較的軽いというようなお話をしました。

それで、あと、施設基準について若干お話をさせていただきますと、ほぼ現在の療養型病床群と同じような人的配置、そして基準とはなりますが、主な違いとして申し上げるのは、今条例の中でもいろいろあったと思うんですが、リハビリの専門職を置くというような違いがございます。これまでは療養型の病床群の中にはPTとOT、作業療法士と理学療法士というようなことでそれぞれの専門職を置いていたんですが、この介護医療院につきましては、類型Ⅰ型Ⅱ型ともに新たに言語聴覚士1名を置くというようなことになっております。面積の要件で申しまして、機能訓練が大事だというようなことで、それぞれ40平米以上というようなことで変わりはないんですが、ちょっと雑駁な説明になりましたがそういったところでございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみませんでした。

詳しい基準についてはこれからというところもあるんですけども、この条例のところの付則でも、先ほど説明ありましたように6年間の経過措置というのは設けているわけですが、その後うまくこれができるのかどうかという点と、実際に病院を出された人たちが行き先がなくなってしまうのではこれまた大変なことなんで、本当にこれがうまく回るかどうか心配しているところなんです。

あと、ちょっと最後の1点だけ質問します。

対照表の10ページ、これは議案第4号の第83条のところに、下のほうに線を引いてあるところのサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所という、何か新しい名前が出て、これは新しく創設される部分だと思えるんですけども、この基準については後のほうの193条、194条、196条、201条というふうにこれの基準に対する条例はあるんですけども、この名前というか非常に長いんですけども、これはどういうものかについてちょっとお尋ねいたします。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

すみません、ただいまのご質問なんですけど、議案第4号の83条関係かと思われまして。

こちらでサテライト型の指定介護小規模多機能型居宅介護事業所の創設ということで、その事業所はどういったものかというようなことかと思っております。

まず、用語の定義を申し上げますと、サテライト型とは会社という支部、支店のようなものをイメージしていただければよろしいかと思っております。そして、介護保険サービス事業所を本体事業とし、そこと密接な連携のもと運営されるのがサブ的な事業所のサテライト型というようなこととなります。次に、小規模多機能型の居宅介護事業所とは、地域密着型サービスの一つであり、居宅サービスの通所と訪問と宿泊を一つの事業所で兼ね備えたものとなります。したがって、サテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所につき

ましては、本体事業所である小規模多機能型居宅介護事業所と密接な連携を持った支部的な小規模多機能型居宅介護事業所ということになります。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
これからというところで、はい、わかりました。
私のほうは以上です。ありがとうございました。

山崎委員長
ほかにありませんか。
山宮委員。

山宮委員
今いろいろご説明を聞いて、それでも難しくてよくわかりません。これを利用者の方が突然、例えば身内に介護の方が出てしまってどうしようかって市役所に相談に来て、介護認定受けるまでも1カ月くらいかかり、さらにこういう難しい法律の中にいろんな言葉が出てきて、なかなか専門用語で説明されてもほとんどの市民の方がわからないんじゃないかなと思うんですけども、その辺に対して職員の皆様は常日ごろから丁寧に対応されているんですけども、これをいかにわかりやすく、また高齢の方が多いと思いますので、いかにわかりやすく説明されていきながら、今後の取り組みをどのように工夫されていくのかなというのをちょっと知りたいんですけども。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長
ただいまのご質問についてお答えさせていただきますと、まず今定例会の中でもご質問があったかと思うんですが、まず30年度の機構改革によりまして、私ども高齢福祉課で申し上げますと、介護福祉課、そして現在の高齢福祉課から地域包括支援センターが出ていくような形で、新たな部を組織しまして健康長寿課というようなこととなります。

山宮議員のご質問でもないんですが、確かに介護の制度は非常に難しく、居宅サービスと施設サービス、居宅サービスは通常は家にいて通いのサービスとか来てもらうとかそういうことはイメージできてわかります。それと、また施設サービスにつきましても特養と老健とそういったものがございますが、そちらの入所系のサービスもわかると思うんですが、平成18年の介護保険制度の一部改正によりまして、ここに地域密着型介護サービスというのが出てきました。これにつきましては、これまで一律であった介護保険サービスが、市町村の実情に応じまして独自に設定していいというようなことで、今日、先ほど金剛寺議員の中でご質問されていて、お答えしていた部分はその地域密着型のサービスで、非常に私自身も事業の名前を言っている、もう介護とか看護とか居宅とか入っている舌をかみそうになるんですが、これを到底窓口に来た高齢者の方にご説明をして理解していただくのは難しいと考えております。

そのため、日ごろからそういった部分にも職員には気をつけるようにというようなことで指導するとともに、当たり前といえば当たり前なんですが、包括のほうも週に1度程度時間外なんですが、皆で集まってそういった問題点もお話しさせていて、こういうふうにしたらいんじゃないかというようなことでやっておりますので、部長の答弁の中でもあ

りましたが、久米原議員からご質問があったコンシェルジュの問題に関連する部分で部長もお答えしたんですが、非常に難しい制度ですので、一人一人に寄り添った接遇をしてまいりたいと考えております。本当に難しくて私自身も困っておりますので、その部分に関しましては努力していきたいと思っております。

以上です。

山崎委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

大変だと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

あと、もう1点なんですけれども、先ほどから出てきていました認知症の方に対するこの身体的拘束等の適正化というふうな言葉があるんですが、この拘束に対する適正化ってどんな内容なんですか。

山崎委員長
中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問なんですけど、施設によってはどうしても拘束しなければいけない事例も中には出てくると思うんですが、単に騒ぐとかうろろろするとか、そういったことだけで体を縛りつけたりそうしたことはいけないと思っております。そういったことを決めるのが今回の趣旨だとは思いますが、具体的には施設それぞれで運営規定等があって、中でサービス調整会議とかもありますので、そういった部分までに関しましては特に心配はしていないんですが、私どもも指定監督権限がございますので、その辺につきましては注視をしていって、そういった通報があった場合には速やかに立ち入り調査、場合によっては県の力をかりて一緒にそういったことを防いでいきたい。現実的にはなくならない、余りいいことではないのかもしれないですけども、やむを得ない事情はあると考えております。

以上です。

山崎委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上です。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

ちょっと長くて申しわけないです。

1点だけ、本当に相当な改定があって今質問結構考えてはいたんですが、今の課長の答弁聞いているとしっかりやっていただけるんだらうというということで、1点だけ質問します。

これだけの法改正があるので、今、市民の方へという話だったんですが、私は事業者とのこれだけの内容の詰めというか、事業者もどこまで人数の配置とか時間の関係とかも変

わっていますので、その辺の関係というのはどう調整されているのかだけお伺いします。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、事業者に関しましては、ケアマネ連絡会議というのがありまして、事業所にそれぞれケアマネジャーがおります。その方々を定期的を集めて、こういった法の改正とか条例の改正があるときには趣旨のご説明をさせていただいて、改正点などを踏まえて指導しているところでございます。そういったことで、こういったことは漏れなくやっぴいこうとは考えております。

すみません、以上です。

山崎委員長

ほかにございせんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

別にないようですので、採決いたします。

採決は、個別に行います。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありせんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありせんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありせんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。
議案第4号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
次に、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。
議案第5号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について、執行部から説明願います。
足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。
議案第2号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について内容をご説明いたします。

これは、節目の年齢において下記の検診項目が無料で受診できるという旨を、昨年度に引き続き条例に定めるものです。今回再度新たに提案いたしました理由といたしまして、龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例は下記のとおり生年月日で示していますことから、平成30年3月末をもって効力が失われます。しかし、国の補助制度事業が平成30年度も存続されることから、平成29年度と同様に特例に関する条例を新たに制定しようとするものです。

国は、引き続き平成30年度におきましてもがん検診の総合支援事業として、平成30年4月1日現在の年齢で20歳の子宮頸がん検診、同じく40歳の乳がん検診の無料クーポンを送付する予定でございます。逆に言いますと、下記の項目いろいろあるんですが、国で引き続き補助を出すのは、上から4行目の子宮頸がん検診、平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれまでの人と、それとその下の項目、昭和52年4月2日から昭和53年4月1日までの、この2項目だけです。当初始めたときにはいろいろ国の補助事業がいろいろな年齢にわたってあったんですが、だんだん少なくなってきました、今は国の補助はこの2つの項目だけです。ということで、あとは全部市の独自の事業でございます。

当市では、あわせて特定健康診査におきましては、表の上から2行、特定健診の枠、生年月日の方、生年月日で申し上げますとわかりづらいかと思しますので年齢で申し上げます。特定健康診査2行、これは40歳と50歳の方です。市の独自で無料クーポンを差し上げます。無料になります。そして検診項目の二つ目の枠、健康診査におきましては35歳の方

です。こちら市独自の事業です。無料にいたします。そして、検診項目で三つ目の枠の子宮頸がん検診におきましては5歳刻みで、20歳の部分だけは国保です。その下3行、25歳、30歳、35歳、市の独自で無料にいたします。そして、その一つ下のこれが国保部分です。その下の枠の乳がん検診及び大腸がん検診につきましては5歳刻みで45歳から60歳までの方、5歳刻みで無料とさせていただきます。

そして、次のページをお開きください。

この次のページが昨年はなかったのですが、新たに今年度から肝炎ウイルス検診を行います。平成30年度新たな事業です。5歳刻みで40歳から70歳の方を対象に無料にしようとするものでございます。

以上でございます。

山崎委員長

ただいま、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

すみません、ちょっと1点だけお伺いしたいんですけども、付則の部分で2番で、平成31年3月31日限りその効力を失うってなっているんですが、この理由、ちょっと教えていただきたいのですが。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

こちらの特例条例につきましては、その検診の項目、先ほど足立部長からありましたように国の補助基準が結構変わってきて、大腸がん検診とかも結構幅広い5歳刻みで当初は国の補助があったんです。それが国の補助がなくなってきたので、その辺りもあって毎年毎年やってはいるんですが、龍ヶ崎市の場合、よその市町村ですと国の補助分だけでその20歳の子宮頸がんとか40歳の乳がん検診とか、そこしかやりませんよという市町村も多いんですが、龍ヶ崎市では昔、市で補助していたところを、じゃ、国の補助がないからやめちゃおうというわけにもいかないのでもそのまま継続しているような状況ですので、毎年多少内容が変わってきますのでということで、本当はこれでほぼ確定であればもうちょっとこの期間を1年限りじゃなくて延ばしていくようなことも考えていきたいなどは思っております。

以上です。

山崎委員長

椎塚委員。

椎塚委員

ごめんなさい、そうすると今のご説明だと、毎年この3月31日は失うということで理解していいんですが、市の独自のものに対して。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

毎年、今のところはずっと1年限りということで毎年毎年上げていますので、今申し上

げましたようにこのまま何年か継続するというのであれば、これをちょっと除くことも可能ではあると思うんですが、はい。

山崎委員長

ほかにございませんか。

坂本委員。

坂本委員

ごめんなさい、これ去年のやつでいいんですけれども、要は受診率、全体的に、例えば去年、今年これ新しく入っているんでしょうけれども、どれぐらいの人が通知をもらって受けていらっしゃるのかというその辺、要はせっかくこういう事業をやっているのにどれぐらい受けていらっしゃるのかなと思って、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

確定しているのですと28年度の実績なんですけど、このクーポン事業でよろしいでしょうか。乳がん検診の場合1,856人対象者で受けた方が308人、受診率が16.6%です。子宮頸がん検診対象者の方が1,587人、受けた方が145人、受診率が9.1%です。大腸がん検診ですが、対象が5,374人です。受けた方が476人です。受診率が8.9%です。胃がん検診対象者が1,141人です。受けた方が95人です。受診率が8.3%です。

よろしいですか、以上です。

山崎委員長

坂本委員。

坂本委員

という数字だとやっぱりちょっとさみしいですよ。せっかくいい事業なのでやはりちょっとPRといいますか、何がどうだというのはちょっと難しいとは思いますが、やっぱりもうちょっと行政の広報って昔から、私何か全てに対して弱いなと思っているので、そういった意味では少しその辺を考えていただきたいなというふうに思います、意見で、はい。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

意見ということなんですけれども、今坂本委員がおっしゃいましたように特定健診も下から数えて県内で3番目ぐらいと。がん検診のほうは真ん中辺のものもあるんです、ものによっては44市町村中もう15位とか。そういうのもあるんですが、全体的にやはり低いということで、今県のほうでもこのがん検診診療条例ですか、茨城県独自のそういう補助しているがん検診の条例、県民の方はがん検診受けましょうというような、これ県議会議員さん提案で茨城県でつくった条例でございます。そういうのもありまして、県のほうでも推進委員を募集して、市のほうでもそういう方がいらっしゃって、食生活改善推進委員の方とか元気アップ体操指導員の方とかやっていたりして、議員さんの中にも参加していただいている方もいらっしゃるんですが、その方にチラシとか1人20枚くらいでもご近所の方に配ってくださいと。これ県の研修もありますのでそういう形です。

あとは、今回12月1日から健康マイレージ事業を開始させていただきました。今年度につきましては、特定健診の受診者に対しては500ポイントということになっておりますが、4月1日からはがん検診、一つのがん検診を受けると200ポイントずつ、女性ですと5種類のがん検診ありますので1,000ポイント。これ1,000ポイントほぼ1,000円換算になります。男性ですと4項目なんで800ポイント、800円相当分をインセンティブとして上げて、少しでもウォーキングもメインなんですけど、健診もメインということで、健康マイレージ事業を強化して、少しでもこの受診率を上げていきたいと考えております。

山崎委員長

ほかにございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

それでは、別がないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

お願いいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

この条例案ですと大変わかりづらいと思いますので、新旧対照表を特にごらんいただきたいと思います。28ページになります。

では、主な改正理由といたしまして、第1号被保険者65歳以上の方々です。その介護保険料です。介護保険料は市区町村ごとの高齢化や介護サービスの利用料などをもとに3年ごとの見直しを行っております。当市におきましても、高齢者の実態把握などからサービスの利用移行、要介護要支援の出現率などを把握して、介護サービスの総費用額を推計し、介護保険事業に基づいて保険料の基準額を算定いたしました。当市では、その基準額をもとに所得に応じた負担になるよう、国の基準では9段階なんですけど、龍ヶ崎市では10段階の保険料で分けております。その基準となるもの、基準額が表の中の第2条の(5)令第39条1項5号に上げるもの、6万1,500円、つまり前年の本人課税年金収入額プラス所得金額の合計が80万を超える方は年額6万1,500円、月額5,125円の介護保険料をお願いしたいという旨の改正でございます。

右側のここ3年間の額に比べて、年額にして1,100円、月額約92円の増でございます。これにより所得が多くなるにつれ基準額掛ける1.2、また多くなると1.3と保険料が推移していきます。逆にこの基準額の所得の方から所得額が少なくなるにつれ、掛ける0.9、0.75とだんだん下がっていきます。そういう保険料の仕組みとなっております。それぞれの額は表中のとおりでございます。

また、第2条(6)のアでは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除

するとする所得指標の見直しを行っております。これは国の法改正によりそれに準拠するものです。

次のページをお願いいたします。

第20条です。従前の右側の下線部では、第1号被保険者を新たに左側で被保険者に改めようとするものです。これは、介護保険の被保険者、つまり65歳以上の第1号被保険者だけではなくて、40歳から65歳までの第2号被保険者まで被保険者資格保険給付地域支援事業及び保険料に関して必要な質問検査に応じない場合の担保措置について拡充をするものです。こちらも国の法改正によりそれに準拠するものでございます。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、予算審査委員会のほうでも言わせてもらいましたので、あまりだぶってはやるつもりはないんですけども、今回の改正で、1個は中段階のうちこの第2条のところを見ると、7、8、9、10ですか、このところで合計所得金額の変更がありますので、この辺、ちょっと説明お願いします。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

こちらの保険料につきまして、まず第2条の7号から9号の関係というようなことでございます。まず結論から申しますと、こちらの所得金額の変更は、市単独で行ったわけではなくて、国で示された変更でございます。例えば第7号の部分で、これまでは190万円未満とされていたものが200万、8号の部分でいきますと190万、290万の部分が200万以上300万円未満、そして9号の部分につきましては、290万円以上だった部分を300万円以上としたところであって、こちらは国で示されたものということになります。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

そうすると、多少は移る人がいるということになると思いますけれども、下の段階に。

今回少しずつ全ての段階で値上げが提案されているわけですけども、もう1点、基金の状況、いわゆる支払準備基金がことしの3月末現在で5億1,000万ぐらいというお話は前に伺っているんですけども、あと第7期の3年間で、これのうち70%近い金額をとりあえず取り崩すという予定は聞いているんで、その関係だけちょっと改めて。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

基金のご質問かと思うんですが、一応何度かちょっとお話はさせていただいたんですが、

29年度基金の残高見込みといたしましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、約5億1,000万円程度を見込んでおります。そして、このうち第7期介護保険事業計画期間中の基金取り崩しの額に関しましては、事業計画の中では3億6,500万円としているところをございまして、途中運営協議会の中で経過があつて7割相当、県の指導もあつて入れるというようなことで3億5,700とか言っていたんですが、最終的に3億6,500万円というようなことで、この割合について申し上げますと71.6%を見込んでいるところをございます。

この基金の投入時期に関しましては、具体的にいついつ入れるというようなことは言えない状況をございまして、介護保険の保険料自体がまず3年間の給付費を想定して出しまして、そこから国、県、市の負担部分を除いて、また2号の部分を除いて残りの部分を65歳以上の第1号の被保険者、今の改正の部分なんです、除して出すというような計算をございます。その額が決められないという背景の中には、まず要因といたしまして、6期計画中で見込んだ施設のオープンが7期にずれこんだということが主な理由をございます。まず、特養のリカステというようなことで、給食センターの横に特別養護老人ホームが80床、今週の明日です。15日にオープンする予定をございます。実際には内覧会とかやりまして、来週の月曜日19日から入所のほうは受け付けるというようなふうにございます。

それと、流通経済大学の坂下に、地名でいうと柏ヶ作というんですが、グループホームなないろというような施設が新規オープンいたします。これも3月23日というようなこととなります。それと、藤ヶ丘カスミストア、藤ヶ丘の4丁目なんです、小規模多機能型ホームのあかりというような施設がオープンいたします。そして、半年おくれで龍ヶ崎青果市場の北側に当たります場所に老健のビオラセアというようなことでこれも80床オープンするというようなことで、こちらの施設等が順次オープンするというので、現状では幾ら基金をいつの段階で入れるというようなことはちょっとお答えできないというのは、そういった事情をございます。基金の大もとの考え方でいいますと、冒頭申し上げましたとおり3年のスパンで保険料を積算するわけをございまして、まず最初の初年度は幾らか余裕があつて、それを基金に積んで、2年目がとんとんとなつて、3年目で崩すというようなこういったおおかな流れなんです、こういった流れになりますので、現時点ではお答えできないというのはそういったことがあります。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

これから3年間で展開がわからない部分もあると思うんですけども、ただ、第6期が始まったときは3,500万の基金から始まったところを見れば、かなり30年度予算で今説明ありましたように、30年度予算では基金は、取り崩さないでいけるという見込みも立っているわけで、ここであえて値上げする必要あるかなというふうに思うだけで、はい、以上です。

山崎委員長
ほかにございませんか。
別にないようですので、採決いたします。
議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第6号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

お願いいたします。

議案書では57ページになります。

議案第16号 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部を改正する条例についてです。

こちらにつきましても、新旧対照表にてご説明いたします。58ページです。

この際、文言の整理や並びかえはあるのですが、主な改正理由を申し上げます。

ちょうど中ごろにあります第2条（4）の追加です。これは上位法の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、障がい者総合支援法といいます、この第88条の一部改正に伴い、関連条項を同法にあわせて改正を行おうとするもので、障がい児福祉計画の策定や変更の際に、当協議会の意見を聞くための条文を追加するものです。また、第7条につきまして、これまでの障がい者プラン及び障がい福祉計画に障がい児福祉計画の策定を追加したものです。

これを受けまして、本市では、今年度、この障がい児福祉計画につきまして6年に1度改定しております障がい者プランの中で、障がい児福祉計画を策定しております。昨年12月に開催されました全員協議会にてご報告し、そしてまたその後パブリックコメントを実施いたしました。今月中の完成を予定しております。そのようなことで、こちらも国の法改正によりそれに準拠するものでございます。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第17号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

議案書では59ページです。

議案第17号 龍ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてです。新旧対照表では59ページになります。

この対照表でもちょっとわかりづらいと思いますので、要旨を申し上げます。

平成30年度4月1日より国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されました。それは、後期高齢者医療制度加入時の住所特例の見直しについてです。これに伴いまして、龍ヶ崎市の国民健康保険被保険者であった方が転出先、例えば県外です。県外の高齢者の施設で後期高齢者医療制度の資格を取得する際に、これまでは転出先、県外の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっていました。それが転出先でも茨城県の後期高齢者の医療連合の被保険者として資格が継続されるという改正です。今までは、転出先の後期高齢者へ入っていたんですが、転出先でも茨城県の後期高齢者医療連合の被保険者として資格が継続されるという改正です。これは、後期高齢者医療福祉施設を多く抱える市区町村に当該市区町村以外に住所を持つ利用者が施設等の入所等で住所を変更した際、施設を抱える市区町村が保険者となると、当該保険者の負担が新規に発生し財政を圧迫する。それを防ぎ、保険者の負担が過大にならないようにするための措置であります。これは既に国民健康保険制度ではこの制度が設けられております。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、ご質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、1点だけお聞きします。

これは住所地特例制度に今度新たにこの第3条の5項がつけ加わったということなんだけれども、しかし住所地特例もこの2、3、4とこんなにいっぱいあるとはつゆ思わず、わかればちょっとこの辺のちょっと人数とか教えていただければと思うんですけれども。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

平成30年の2月末現在の数値で申し上げます。

第2号該当者が今20人おります。第3号が1人、第4号は現在該当者がおりません。そして今回の改正で新たに申請されました第5号につきましては、平成30年4月1日以降から適用となりますことから該当者はおりません。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

以上で、ありがとうございました。

山崎委員長

ほかにございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

別になようですので、採決いたします。

議案第17号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について、執行部からの説明をお願いいたします。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

お願いいたします。

議案書では61ページになります。

議案第18号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をお願いいたします。61ページです。

がん検診ですが、右側の表の下線部分ですが、これまで規定で定める細目ごとに1,740円以内で規定で定めることとなっておりますが、これは医療機関での胃のバリウム検査を想定していたものでした。来年度4月以降新たに内視鏡による胃がん、医療検診も開始されますことから、上限額を5,000円以内と改めようとするものです。龍ヶ崎市・牛久市医師会において両者合わせて12の医療機関を予定しております。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

別になようですので、採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第21号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項について、執行部からご説明願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、別冊のお手元6ページをごらんいただければと思います。6ページの上です。

第2表繰越明許費補正でございます。追加となっております。

所管事項一番下、教育費、保健体育費の新学校給食センター建設事業でございます。本件につきましては、建設候補地の選定に不測の期間を要しているため、既定の予算のうちデザインビルド方式の業者選定契約支援委託料378万円を翌年度に繰り越ししようというものでございます。

足立健康福祉部長

続きまして、第4表の地方債補正です。

一番上のふるさとふれあい公園施設整備事業につきましては、地方債対象事業となっております。アトリエの屋根及び外壁の塗装工事の完了による事業費の減額に伴い、限度額を補正するものです。事業の確定見込みにより減額補正するものです。

松尾教育部長

その一つ飛んで、小学校施設整備事業、それからその下体育施設整備事業、両事業とも事業費の確定見込みに伴う精算でございます。小学校については280万円増の4,350万円、体育施設整備事業については10万円増の6,270万円としております。

続きまして、9ページをお開きください。

足立健康福祉部長

歳入でございます。

9ページの三つ目の枠です。国庫負担金の補正です。

まず、母子生活支援施設措置費はひとり親家庭の管外施設入所に対する負担金ですが、事業の確定見込みにより国庫負担金を減額しようとするものです。その下の、児童扶養手当給付費につきましても事業の確定見込みによる減額です。12月で定期支払も完了し、今後の支払い見込み、随時払いを残しての補正です。その下の、児童手当給付費につきましても、事業の確定見込みによる減額補正です。

続きまして、国庫負担金です。

障がい者地域生活支援事業費は、こちらは国からの内示があり、補助金の額が決定したことによる補正です。その下の、母子家庭等対策総合支援事業費です。こちらは高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭の親の資格取得養成機関等への就学に対する給付金ですが、支給対象者の増により不足金が生じたところが増額補正をするものです。

続きまして、四つ下の幼稚園就園奨励費につきましては、事業の確定見込みによる減額補正です。

次に、県負担金です。

母子生活支援施設措置費は、先ほどの国庫負担金と同様に事業の確定見込みによる県負担分の減額補正です。その下の、児童手当給付費につきましても、先ほどの国庫負担と同様に事業の確定見込みによる県負担分の減額補正です。

続きまして、県補助金です。

障がい者地域生活支援事業費は、先ほどの国庫負担金と同様に事業の確定見込みによる県負担分の減額補正です。その下の、予防接種後健康状況調査事業交付金です。こちらはBCG集団予防接種健康状況調査が今年度県から依頼がありました。その調査に対する県からの補助金です。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

諸収入の雑入になります。

団体支出金、スポーツ振興くじ助成金でございます。たつのこフィールド写真判定機購入に係る助成金の確定に伴う精算でございます。120万円を減額しまして補正後で480万円

となります。

足立健康福祉部長

一つ置きまして、子どものための教育・保育給付費返還金です。

これは他市に委託している平成28年度分の給付費に誤りがあったためその差額分の返還金です。

続きまして、市債のふるさとふれあい公園施設整備事業債です。こちらは同公園にありますアトリエの屋根、外壁塗装工事確定に伴う減額補正です。

松尾教育部長

一つ飛びまして、小学校施設整備事業債、事業費の確定見込みに伴う精算でございます。280万円の増をして補正後で4,350万円にしようとするものです。その下、体育施設整備事業債、同様に事業費の確定見込みに伴う精算10万円増です。限度額として6,270万円にしようとするものです。

続きまして、19ページをごらんください。

足立健康福祉部長

歳出です。19ページです。

一番下の枠です。民生費です。

職員給与費（社会福祉）です。社会福祉課内の14名分の人件費ですが、決算見込みにより増額しようとするものです。その下の、国民健康保険事業特別会計繰出金です。これは、国民健康保険特別会計における歳入歳出補正の不足分、国保のほうに繰り入れる赤字補填分を増額するものです。詳しくは後ほど特別会計にてご説明いたします。その下の、遺族等援護事業は、遺族会連合会の研修会に係る旅費の不用額を減額するものです。

次に、ふれあいゾーン管理運営費です。ふれあい公園にあるアトリエの屋根、外壁工事の請負決定により生じた不用額の減額です。その下の、障がい者地域生活支援事業は、事業の確定見込みにより減額補正です。

次のページをお願いいたします。

一番上の職員給与費（老人福祉）高齢福祉課内4人分の人件費ですが、決算見込みにより増額しようとするものです。

次に、介護保険事業特別会計繰出金です。これにつきましては、介護保険事業特別会計における歳入歳出補正の不足分、その額を一般会計より繰り出すために増額補正するものです。詳しくは後ほど特別会計にてご説明いたします。その下の、後期高齢者医療事業特別会計につきましても、特別会計における歳入歳出補正の不足分、この額を一般会計より繰り出すために増額補正するものです。詳しくは後ほど特別会計にてご説明いたします。

次に、在宅高齢者生活支援事業です。決算見込みによるものですが、役務費で緊急通報システム設置手数料の不用額の減額、そして委託料も額の決定による減額補正するものです。

次に、介護施設等整備支援事業です。これは、介護老人保健施設新設工事に伴う下水道接続工事に不足分が生じたために補助金を増額しようとするものです。次の職員給与費（医療福祉）（国民年金）につきましては、おのおの担当する職員5名分の人件費です。決算見込みにより補正をしようとするものです。

次に、児童福祉費です。職員給与費（児童福祉）はこども課職員のうち15名分の人件費ですが、こちらも決算見込みによる増額補正です。

次に、児童福祉事務費ですが、それぞれの費目につきまして事業の確定見込みにより減額補正をしようとするものです。

次に、障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。これは、つばみ園の運営に係る特別会計ですが、特別会計における歳入歳出補正の不足分、その額を一般会計より繰り出

すために増額補正するものです。後ほど特別会計にてご説明いたします。

次に、子育て支援施設管理運営費です。これは、リフレッシュ保育の年度末までの利用見込みにより生じる不足額を増額補正するものです。

次に、家庭児童相談事業です。こちらは家庭児童相談員によるケース相談や自宅、施設、学校等訪問が増えたことによる増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。22ページ、23ページです。

一番上の児童扶養手当支給事業は、事業の確定見込みによる補正です。12月で定期払いが完了し、今後の支払い見込み、随時支払い分を残した分を減額補正するものです。

次に、子ども・子育て支援事業です。こちらは他市に委託している子どものための教育・保育給付費に誤りがあったため、その差額分に対しての県支出金の返還分です。

次、子育てサポート利用料助成事業は、利用者の増に伴い利用助成金に不足が生じるため増額するものです。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業です。こちらにも利用児童数の増加に伴い、利用助成金に不足が生じるため増額するものです。

次に、高等職業訓練促進費等事業費です。この補助金、高等職業訓練促進費は、ひとり親家庭の親の資格取得養成機関への就学に対する給付金ですが、当初見込んでおりました人数より増えましたため、その不足分を増額しようとするものです。

次の、児童手当支給事業、事業の確定見込みによる減額です。昨年、平成29年2月時点で5,566世帯1万134人でした。本年2月時点で5,389世帯9,825人です。177世帯減っております。

次の、職員給与費（保育所）は八原保育所17人分の人件費です。決算見込みによる増額補正です。

次に、職員給与費（生活保護）は、社会福祉課内のケースワーカー10名分の人件費です。同様に決算見込みによる増額補正です。

次に、衛生費です。職員給与費（保健衛生）につきましては、少し紛らわしいのですが、これは環境対策課の職員の人件費です。所管外ですので割愛させていただきます。

次の、婦人科健診事業です。おのおのの健診について事業の確定見込みより増額補正をしようとするものです。

次に、健康づくり推進事業です。委託料のてくてくロードを維持点検、今年度の契約確定額により不用額が生じたため減額補正するものです。

一番下の健幸マイレージ事業につきましては、次のページ、24ページ、25ページをお願いいたします。

今年度12月から始まりました健幸マイレージ事業です。スマートフォンによる健幸ポイントシステム構築業務を委託しましたが、契約額確定により不用額が生じたため減額するものです。

次に、妊産婦健康診査等事業です。それぞれの費目につきまして、現在の執行額と今後の執行見込み額を算出しました。その結果事業の確定見込みにより減額補正をしようとするものです。

次の、子育て相談事業です。こちらにも事業の確定見込みによる補正ですが、子育て相談嘱託員、保健業務嘱託員おのおの報酬の減額です。

次に、精神・難病保健福祉対策事業です。こちらは支給対象者が増えたことにより不足額が生じますため増額補正をするものです。

一つ置きまして、職員給与費（保健センター）は健康増進課17名分の人件費ですが、決算見込みによる増額です。

次に、新保健福祉施設建設事業です。当初建設予定地にフェンスの設置工事を予定しておりましたが、今年度における工事は見送りしましたために、その分を減額補正するものです。

続きまして、32ページ、33ページお願いいたします。

松尾教育部長

はじめに、人件費について総括的に説明をさせていただければと思います。

人件費については補正の理由が共通しております。主に、給与改定に伴う補正でございます。それから、若干ではございますが時間外手当等決算見込みによる補正が一部含まれております。

それでは、33ページの教育費、教育総務費でございます。

まず、教育長給与費でございます。給料については給料月額減額措置4%、3カ月分でございます。職員手当については期末手当の支給率0.05月プラスの部分でございます。職員給与費（教育委員会事務局）それからその下の（教育指導）については割愛をさせていただければと思います。

障がい児教育支援費でございます。特別支援教育支援で317万4,000円ほど増をしております。事業の性質上弾力的な運用が必要となっております。本件につきましては、主に大宮小学校で支援員が今年の11月から増員をする事情がございました。そういったことでございます。

次の、職員給与費（教育センター）それから（小学校）（小学校施設）（中学校）と割愛させていただきまして、35ページをお開きください。一番上の職員給与費（中学校施設整備）についても割愛をさせていただければと思います。

足立健康福祉部長

続きまして、幼稚園就園奨励費です。これは新制度に移行していない幼稚園の保育料の軽減を図る補助金ですが、事業の確定見込みによる減額補正です。その下の幼稚園振興助成金です。こちらは新制度に移行していない幼稚園と新制度に移行した幼稚園の、同一階層の保険料の差額を解消する補助金です。上限月額2,000円ですが、こちらも事業の確定見込みにより不足額が生じたため減額補正するものです。

松尾教育部長

その下、職員給与費（社会教育総務）さらにその下の（保健体育総務）、こちらも補正理由共通ですので割愛をさせていただければと思います。

二つ飛びまして、総合運動公園等管理運営費でございます。工事請負費、こちら全て決算見込みによる精算ということでございます。

そして、37ページに入っております。

職員給与費（学校給食センター）については説明を割愛させていただきたいと思っております。一番下でございます。新学校給食センター建設事業委託料で、デザインビルド方式評価監視432万円の減額、皆減ということでございます。こちらの理由でございます。建設候補地の選定に不測の期間を要しているため、建設候補地が決定次第速やかに設計施工業者を決定するための契約手続に入りたいと思っております。このため、要求水準書と提案内容等の整合性の検証等に係る予算につきましては、冒頭ご説明申し上げました繰越明許費で繰り越しをさせていただきたいと思っております。

一方で、当該委託料でございます。設計業務開始移行の当該業務の評価、監視をするための契約につきましては、施工についても業務の対象に含まれます。そうしますと、2カ年度にわたる履行期間が予想されますことから、本件を繰り越しても1カ年しか繰り越せないということで、この予算については繰り越すこと自体が意味をなさないというふうに判断されますことから、今回全額を減額をさせていただいた上で、建設候補地の決定後に予算措置をしまいたいというふうに考えております。

一般会計については以上でございます。

山崎委員長

執行部からは説明は終わりましたが、質疑等ありますか。

岡部委員。

岡部委員

すみません、今一番最後にあったデザインビルド方式評価監視について、ちょっと多分当初予算ではこの評価監視というものが何なのか説明あったかと思うんですけども、ちょっともう一度お聞きしてもよろしいですか。

山崎委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

給食センター、神永です。よろしく申し上げます。

今、学校給食センター建設事業委託料DB方式評価監視ということで432万円ということですが、これにつきましては、DB監視、先ほど繰り越しいたしましたDB業者の建設選定をしていただく業務委託につきましては、この業務委託につきましては、準備から選定、契約までの支援をしていただく業務でございます。その後DB方式の監視業務ということで、DB方式の業者選定後に設計から建設業務などを含めて全体を監視する業務を実施していただくこととなりますので、やはり期間を要することから繰り越しでも30年度には難しいと考えまして減額したということなんです。

山崎委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

このデザインビルド方式について簡単にご説明を申し上げます。

一般的な行政、国や都道府県、市町村の公共工事については、発注側が設計をしまして、その設計に基づいて施工業者を決定します。契約後は設計書どおりに工事が進んでいるかどうかをチェックをするわけですが、デザインビルド方式については、発注者側で設計はいたしません。発注者側は要求水準書をつくるのみで、受注者側が要求水準書に見合う設計を行います。そして、施工もその受注業者が行うと。

どうしてこういうことをするかというと、民間のいろいろな知識、経験を生かして、良質なものをより安くしようという取り組みでありますけれども、その際一番問題になるのは、行政側、発注側で設計をつくるわけではありませぬので、一つ一つの設計内容や施工内容が、その発注者の求める要求水準に適合するか否かを随時チェック、監視をする必要になってくると。そのための委託料であるというようなことでございます。

山崎委員長

岡部委員。

岡部委員

大変わかりやすい説明ありがとうございます。

設計と施工を同じところでやるところの監視のための費用なんで、候補地が決まってから新たに予算づけするというところで、そうすると、通常的设计と施工と別々でやるよりも、こういう監視つけても安く早くできるというようなことなんですよ、きっと。よくわかりました、ありがとうございます。

山崎委員長

ほかにございませぬか。

金剛寺委員

すみません、ちょっとだけお聞きします。

まず1点目、21ページの01033000の介護施設等整備支援事業の公共下水道のプラス分の387万、これ施設はどこでしょうか。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

こちらの施設につきましては、介護老人保健施設ビオラセアといいまして、青果市場の北側になります。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと、その同じページの01034000の児童福祉事務費の中の貸付金の保育士等修学資金貸付金、これ中身はいろいろ一般質問でも出たところで、それを聞いてふと、ちょっとどういう状況になっているのかお聞きしようと思って、そのうちの今年度8名の卒業生がこの資金を受けて卒業するけれども、市内に内定者というのは1名だけであるというような説明をお聞きしているんですけども、これはわかればの話なんですけれども、その8名の方というのは、果たしてその龍ヶ崎を希望したものかどうかということもあるし、龍ヶ崎の保育園の求人というもどのくらいあったのかというのが、この事業をやる上でどうだったのか、この辺はわかっているかどうかわかんないんですけどもどうですか。

山崎委員長

服部こども課長。

服部こども課長

現在その8名の方、4月から資格を取得して就職予定の方なんですけれども、この方につきましては、4月以降の就職状況の調査をいたしております。しかしながら、まだ事務局のほうに回答のほうは返ってきておりませんで、まだ正確な状況は把握できていないというような状況です。

それから、保育士の募集状況というご質問もあったかと思うんですけども、先般12月ですか、去年の12月に市が主催になって合同保育説明会、こちらのほうを開催しました。各園から参加をいただいたところなんですけども、具体的に保育士さんをどの程度募集されているのかという情報まではつかんでおりません。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

この辺のところは、今年度の募集者がどのくらいいるかということもありますけれども、事業をしていく上ではちょっとぜひ、せつかく資金を出しても龍ヶ崎に希望をしないでこ

の間の話ですけれども、他県に行っちゃったみたいになるとなかなか苦しい面もあるんで、ぜひ調査のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと1点だけお聞きします。

25ページの01041200の子育て相談事業の報酬の件なんですけれども、これは報酬減とするのは人員減ではないと思うんですけれども、相談時間とかに関係してくるところですか。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

子育て相談員のほうは、そうですね、当初見込みより時間数的なものと、あと保健業務嘱託員のほうの母子保健コーディネーター、週5日を予定して予算組んであったんですが、実際的に4日だったもので、1日分減という形になっております。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

以上です。ありがとうございました。

山崎委員長

休憩します。12時10分再開ということでよろしくお願ひします。

【休 憩】

山崎委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

福島委員。

福島委員

宮田課長、すみません、最後なので1件だけお聞きしたいと思います。

25ページの一番上です。健幸ポイントシステム構築がマイナス106万8,000円と、これかかる費用の確定により減額ということだと思うんですけれども、予算委員会の中でも12月に始まったということで、登録者がまだまだ少ない、これからいろんな告知をして利用者を広めていきたいということだとは思いますが、私もちょっとこれアプリをダウンロードしてみたんですけれども、ちょっとアプリそのものが使いづらさとか、魅力というか内容というか、もうちょっと充実させることはできないのかなと思った部分もあるんですけれども、そういう中で106万減額しているんで、もうちょっと費用かけてでも充実した使いやすい、わかりやすいものにできなかったかなと思ったものですから。これはこれでいいとしても、今後、利用者を広めていきたいという中で、のぼり旗を立てたりいろんなところで広告宣伝をするというお話ではあったんですけれども、このアプリそのものの内容を見直してということとは考えられないのかなと思ったものですから、ちょっとその辺の考え方だけお聞きしたいと思います。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

福島委員のおっしゃることはわかっております。

事業が始まる前に市民の方向けで11月25日に説明会、アプリの登録と、あとシステムからドライブというウェブのシステム、そちら二つを登録するしかないというところで、そこがちょっと難しい点もあるのかなど。

なぜかという、私もそうなのですが、機種です。私 아이폰なんですけれども、あとそのほかにグーグルプレイの 안드로이드使っている方、 안드로이드はメーカーによってソニーの機械とかほかのメーカー、富士通の機械とか、メーカーによって登録の仕方、文字盤とかも違うので、それで、あれ、そんなに難しいのかなと思って自分で聞かれて指導しているんですが、その文字の打ち方自体アルファベットと数字でメールアドレスとかやっていくんですけども、そこが本当に機械に依存するところがあって、そこが本当に難しいんです。

アプリそのものはただメールアドレスを入れて空メールを送ってやるということで歩数計の機能ですのでこれだけは結構できるんですが、それとウェブのほうのパソコンです。パソコンでもスマートフォンでもできているんですが、それでうちの龍ヶ崎市の場合はスマートフォン持っていない方でも今までのガラケーと称される旧型の携帯のほうでも歩数計機能はあるんです。ですからそこで歩数計のかわりに歩数をカウントしていただいて、ポイント手帳というものをお配りしていますので、そこに今日6,000歩歩きました、一昨日8,000歩歩きましたと2週間分つけていただければ14日分まではさかのぼって手入力ウェブのほうに入力できるというふうないい面もあるんですが、どうしても登録する機種に依存して、あとはスマートフォンの画面をすぐタッチすると開けるように画面にうつしたいと聞かれても、その方法も機械によってわからなくて、先日は携帯の会社のドコモの会社までこういう機械でやる時にはどうしたらいいんでしょうと。そこまでやらなければ悩まないんですが、そこまでやはりお客様も便利にしたいということで望むと、本当に機械に依存してしまうと。

これは始まったシステムで本来はスマートフォンだけでできるメーカーもあるんです、ほかに。よそではそれ方式が多いんですが、龍ヶ崎市の場合はこの二つの登録システムを使ってということで、これですとウェブのシステムもあるのでデータの検証もしやすいと。ゆくゆくは1日6,000歩以上歩いている人は全国的にモデル事業で国内の6市町村でやりまして、1万人の方が参加していただいた場合、3年間で5億円の医療費が下がりましたと、かかった経費が1億5,000万で、3億5,000万医療費が下がりましたということで、これ国も挙げてこういうことをどんどんやってみようということになっておりまして、システム的にはいいんですが、どうしても使いづらいところ、これをまた今現在550名ぐらいの方登録していただいて、ただスマホだけ持っている方ですと500名弱で、スマホは持っていないけれども、歩数計とか普通の携帯でやっていたらいい方も50名以上いらっっしゃいますので、今後もそのあたり説明会とかPRしていきたいと考えております。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

これ私の設定の仕方が悪いのかよくわかっていないのか不明なんですけれども、その都度ポイントを見ようと思うとメールアドレスとパスワード、その都度入力しないと見れない、結構これが手間なんですよね。できればいつでも簡単にスマホを手にとれば今のポイントを簡単に見れるというほうが、やっぱり利用していても意欲も湧いてくるし、その辺が改良していける部分があるのであれば、アプリそのものの改良というような可能性があ

るんなら取り組んでいていただいたほうが利用者が増えていくのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

委員がおっしゃるとおりで、本当に機種によるんです。私 아이폰なのでもうクリックしてやるとメモリーになっていて ID もパスワードもメモリーになっているので開けばもうポイントが出るようになっていっているんです。ですから、それが機種によってアンドロイドの場合はメーカーによって違うので、それをドコモとか a u とかソフトバンクとかに聞けばわかると思うんですが、私どももそこまで全ての機種できないんで、先日は本当に本部にまでかけてやり方をいちいち聞いているんで、そこら辺が一番の課題ではあるんですが、パソコンでもできますのでポイントみるのはパソコンお持ちの方であれば、パソコンで開けばもっと簡単にメモリーできると思うんですが、スマートフォンの場合はそこが難しい、一番やっぱり便利にすぐにできたらと思っております。今後考えてまいりたいと思います。

山崎委員長

ほかにございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 平成29度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

お願いいたします。

補正予算議案書中49ページをお願いいたします。

議案第22号 平成29度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額のうちから歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億8,975万3,000円とするものです。

内容でございます。

52, 53をお願いします。

まず、歳入の災害臨時特例補助金です。これは東京電力福島第一原子力発電所事故による特定被災区域から転入した被保険者2世帯7人について行った国民健康保険税及び一部負担金の減免措置について減免に要した費用を補填する補助金でございます。今回の補正は平成29年の補助金申請を行い、補助金額がほぼ確定したため補正をしようとするものです。

次に、繰入金の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、給与改定に伴う歳出要求額の増減に対するルール分の繰入金で、歳出要求額と同額の68万円を増額補正するものです。その下の、一般会計繰入金です。保険事業の歳出増額の3万9,000円と、災害臨時特例補助金の歳入増額分16万8,000円を相殺し、12万9,000円を減額補正するものです。歳入歳出の差額分ということで赤字補填分となります。

続きまして、歳出です。

職員給与費（国民健康保険総務管理）は保険年金課職員の12名分の人件費ですが、人事院勧告に伴う給与改定に伴う一般給料、職員手当、共済費を増額補正するものです。一番下の特定健康診査等事業です。こちらは特定健康診査業務のために雇用している管理栄養士嘱託員の報酬及び一般非常勤嘱託員の報酬が不足することが見込まれますことから増額補正をするものです。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【ありませんの声】

山崎委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第22号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

81ページをお願いいたします。

議案第25号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ425万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,131万5,000円とするものです。

内容でございます。

84, 85ページをお願いいたします。

まず、歳入の特別調整交付金です。これは、福島第一原発事故被災者に係る介護保険料減免に伴う国からの交付金の歳入です。決算見込みによる増額補正をするものです。

次に、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。これは第1号支給事業費及び介護予防ケアマネジメント事業に係る交付金の事業費の確定見込みによります増額補正です。負担割合、国が25%です。詳細は歳出でご説明いたします。

次に、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分です。こちらは地域包括職員給与等及び自立生活支援事業に係る交付金です。事業費の確定見込みにより不用額が生じますため減額補正をするものです。国の負担割合39%です。

次に、介護保険災害臨時特例補助金です。こちらは福島第一原発事故被災に係る介護保険料減免に伴う国からの補助金の歳入です。決算見込みによります増額補正です。

次に、地域支援事業支援交付金現年度分です。こちらは第1号支給給付事業及び介護保険介護予防ケアマネジメント事業に係る交付金です。こちら決算見込みによります増額補正です。国の負担割合28%です。

続きまして、県支出金です。これまでは、国からの交付金でしたが、以下2件の交付金は同様の内容で県からの交付金分でございます。それぞれ県の割合は12.5%、19.5%です。

続きまして、一番下の枠、繰入金です。こちらは国・県の負担割合分に対しまして市の負担分で、一般会計からの繰入金です。市の負担割合は県と同じでそれぞれ12.5%、19.5%です。増額及び減額補正をするものです。

一番下の介護保険事業職員給与等繰入金については、これは職員給与等に係る当該事業に携わっております人件費相当分です。不足額が生じたため増額補正をするものです。詳しくは歳出でご説明いたします。

次のページお願いいたします。

86ページ、87ページです。

歳出です。

上から続けて3件、職員給与費（介護保険総務管理）（介護保険徴収）（介護認定調査）、それぞれ担当しております高齢福祉課の職員の人件費です。この3件が先ほどの一般会計からの給与等繰入金です。職員給与等に係る当該事業に携わっております職員の人件費相当分です。増額補正に至りました主な要因ですが、やはりこれも人事院勧告を反映したことによる給与の改定、また勤勉手当の支給率の引き上げ、業務量過多に伴います手当等の増額が主な要因であり、決算見込みにより不足額が生じますため増額補正をしようとするものです。

次に、一番下の枠の第1号事業支給費です。総合事業に係る訪問サービス通所型サービスに対する支給費ですが、これまでの推移を鑑み、年度末において不足額が生じると判断をし、増額補正をするものです。その下の介護予防ケアマネジメント事業です。こちらは総合事業に係るサービス利用の前提となるケアプラン作成のための委託料ですが、やはり決算見込みによる不足が生じますため、増額補正をしようとするものです。

次のページをお願いします。88、89ページです。

職員給与費（介護包括支援）につきましては、高齢福祉課の担当職員の人件費です。理由につきましては、先ほどと同じような理由です。

次に、自立生活支援事業です。委託料、食の自立支援事業ですが、従来の委託事業所が変更となり、現在の契約単価に今年度の実績数量及び今後の見込み数量を考慮し、不用額が生じると判断したため減額補正をするものです。

次の、介護保険支払準備基金です。歳入歳出補正予算の増減に伴いまして、基金積立金から47万4,000円を減額補正するものです。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、1点だけお聞きします。

87ページのこの下のところの05030100の第1号事業支給費なんですけれども、ここの部分は新しく始まった総合事業の部分で、当初の予算からは1回補正を組んで1,600万ほど減額補正を1回入れていると思うんですけれども、今回351万6,000円だけですけれども増加になっていますので、これは利用者というか訪問通所を利用する人が後半でぐっと何か伸びたようなことによるようなものでしょうか。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、結論から申しますと、ぐっと伸びたというような状況でございます。こちらの第1号の事業支給費、そしてケアマネジメント事業費は対のものございまして、平成26年の介護保険法の一部改正によりまして総合事業、市町村事業が27年から基盤のそろったところから行えというようなことで、最終年でございます3カ年のうちの29年に龍ヶ崎で取り組みが始まったところでございます。ここの事業に関しましては、訪問介護と通所介護の事業でございまして、一般介護予防のほうから総合事業というようなことで今年度こちらに移行の進んでいるというようなところでございます。

実際の数字でございまして、今年度は旧制度と新制度が混存しておりまして、移行割合は当初8%で見込んでおりましたが、実際には12月補正の時期までは、12月補正というのは9月時点の半年ぐらいの実績なんですけど、そのときにその8%の50%程度、約4%で伸びておりまして、したがってその結果、この第1号事業支給費に関しましては12月の補正で1,612万3,000円減額補正したところでございます。しかし、その後急激にぐっと伸びたというようなことで、今般補正の補正なんですけど改めて増額の予算を要求したところでございます。

以上です。

山崎委員長

ほかにございませんか。

【ありませんの声】

山崎委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第26号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

93ページをお願いいたします。

議案第26号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第4号）です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,207万9,000円とするものです。

内容でございます。

96, 97ページをお開きください。

歳入の、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金です。その下にあります職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）、これはつぼみ園に勤務しております職員の人件費ですが、やはりこちらも人事院勧告を反映した給与の改定があり、増額補正をするものです。よって、同額を一般会計から繰り入れようとするものです。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【ありませんの声】

山崎委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

101ページをお願いいたします。

議案第27号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,611万5,000円とするものでございます。

内容です。

104ページ、105ページをお願いいたします。

まず、歳入の後期高齢者医療事務費等繰入金は、その下にあります歳出の職員給与費の歳出増額補正分と、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の歳入減額補正分の合計額を増額補正するものです。

次に、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金です。これは団体支出金でございますが、当初後期高齢者医療広域連合特別対策補助金としまして広域連合からの委託を受け実施した人間ドック助成金及び特定健診システム等登録料について広域連合から交付されることとなっております。しかし、今年度につきまして、広域連合の予算の範囲内での交付となりましたことから減額補正をするものです。

続きまして、歳出です。

以下、2件の職員給与費の増額補正に至りました主な要因ですが、人事院勧告を反映したことにより人件費に不足額が生じたため増額補正をしようとするものです。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、1点だけお聞きします。

この上のところの2段目の後期高齢者医療広域連特別対策補助金の件ところですけども、本来人間ドックと特定健診は広域連合がもつということでこれは実施されているわけですけども、それが一部助成されないということになるわけですけども、そんなに、これは数の上では大分増えているものなのですか。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

30年1月末現在の人数でございます。人間ドックの日がわりコース、これが207人、一般コースが2人、脳ドックが17人となっております。なお、今後2月3月分の報告が医療機関よりありますことから、この人数に上乘せとなり、今年度は平成28年度より増加となる見込みとなっております。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

これでもととの広域連合の予算枠というのはもともとあって、何かそれをオーバーした形になっているのでしょうか。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

今回は広域連合から予算の範囲内ということで、今回は減額措置をするわけですが、今回広域連合におきましては平成30年度からの保険者努力支援制度のもとで、国等から交付金が交付されますことからこれを原資として引き続き各市町村での人間ドック等に活用していくということになったところでございます。したがって、当市といたしましてもこれまで同様検診額の2分の1、2万円を上限に助成していきたいと考えております。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

以上です。

ありがとうございました。

山崎委員長

ほかにございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長

ないですね。別にないようですので、採決いたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

長時間にわたりお疲れさまでございました。